

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 年間入園券（第3号様式）

第5条中「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第6条第1項中「入園券」の右に「（年間入園券を除く。）」を加え、同条第2項中「優待券」を「年間入園券及び優待券」に改める。

第7条中「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

「

木馬	140
メリーゴーランド	160
回転スクーター	200

」を「

定置式乗物	140
-------	-----

」

「

子供自動車	260
-------	-----

」に改め、

を削る。

」

第5号様式を第6号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第2条関係）

（表 面）

写真	京都市動物園年間入園券	No.
	氏名	
	円	有効期限 年 月 日

備考 図案色刷りとする。

（裏 面）

1 この券の使用は、記名本人に限ります。
2 入園の際は、この券を係員に提示してください。
3 既納の料金の払戻しは、致しません。
4 この券は、紛失されても、再発行致しません。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（動物園）